

2015.10.7 第10回川越市総合計画審議会

審議会意見反映 新旧対照

《本資料の見方》

左ページ：意見反映前 / 右ページ：意見反映後

イ 市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化

三大都市圏の抱える課題として、第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」では、高齢化対策について極めて短期間のうちに講じる必要性があるとし、「高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応や、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能の低下への対応も必要になる。」と指摘しています。

本市においても、人口減少と少子高齢化の進行が市民生活や市政運営に与える影響を避けることはできません。そのような中、引き続き安心して市民生活を送ることができるよう、公共的活動を担う市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化に向けた取組が求められています。

ウ 住民自治の推進

住民自治について、地方分権改革有識者会議「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26、2014年)では、今後、住民の政策形成過程への参画や、住民と行政の協働など、住民自治のしくみを取り入れていくべきであるとしています。

本市においても、市民ニーズを捉えた個性あるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に市政への市民参加を進めるとともに、地域の課題の解決を市民自らが関われるしくみづくりを進めていくことが求められています。

エ 持続可能なまち(財政、社会資本、環境)

少子高齢化など大きな社会状況の変化が生じている中、財政の観点、社会資本の観点、環境の観点などから、持続可能なまちを目指すことが求められています。

(財政の観点)

少子高齢化の進行などにより、市税収入の大幅な増加が見込めない一方で、社会保障費は増大するという傾向は今後も続いていくと予想され、本市の財政状況はますます厳しさを増していくものと考えられます。

今後、積極的に行政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことが求められています。

(社会資本の観点)

少子高齢化が進行し、人口が減少していく中、今後、公共施設やインフラ施設といった社会資本が一斉に更新時期を迎えます。

イ 市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化

三大都市圏の抱える課題として、第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」では、高齢化対策について極めて短期間のうちに講じる必要性があるとし、「高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応や、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能の低下への対応も必要になる。」と指摘しています。

本市においても、人口減少と少子高齢化の進行が市民生活や市政運営に与える影響を避けることはできません。そのような中、引き続き安心して市民生活を送ることができるよう、公共的活動を担う市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化に向けた取組が求められています。

ウ 住民自治の推進

住民自治について、地方分権改革有識者会議「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26、2014年)では、今後、住民の政策形成過程への参画や、住民と行政の協働など、住民自治のしくみを取り入れていくべきであるとしています。

本市においても、市民ニーズを捉えた個性あるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に市政への市民参加を進めるとともに、地域の課題の解決を市民自らが関わられるしくみづくりを進めていくことが求められています。

エ 持続可能なまち(財政、社会資本、環境)

少子高齢化など大きな社会状況の変化が生じている中、財政の観点、社会資本の観点、環境の観点などから、持続可能なまちを目指すことが求められています。

(財政の観点)

少子高齢化の進行や、経済成長の大きな伸びが期待できないことなどから、市税をはじめとする収入は中長期的には横ばいまたは減少が見込まれる一方で、社会保障費は増大するという傾向は今後も続いていくと予想されます。このことから、本市の財政状況はますます厳しさを増していくものと考えられます。

今後、積極的に行政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことが求められています。

(社会資本の観点)

少子高齢化が進行し、人口が減少していく中、今後、公共施設やインフラ施設といった社会資本が一斉に更新時期を迎えます。

基本構想

1 基本構想の理念

基本構想の理念とは、基本構想を定めるに当たっての、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものです。第四次川越市総合計画においても、「川越市民憲章」の考え方を尊重し、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を以下のとおり定めます。

○ 人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人と人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくります。

○ 魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいと思えるまちをつくります。

○ 持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に引き継ぐ安全で安心して過ごせるまちをつくります。

基本構想

1 基本構想の理念

基本構想の理念とは、基本構想を定めるに当たっての、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものです。第四次川越市総合計画においても、「川越市民憲章」の考え方を尊重し、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を以下のとおり定めます。

○ 人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人と人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくりま

○ 魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいまちをつくりま

○ 持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に引き継ぐ安全で安心して過ごせるまちをつくりま

2 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を以下のとおり定めます。

人がつながり、魅力があふれ、 だれもが住み続けたいと思えるまち 川越

(2) 基本目標

将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と、7つの分野別の基本目標を定めます。

ア 全体に共通する基本目標

つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

共通

イ 分野別の基本目標

①子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち

子ども・子育て

②住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

福祉・保健・医療

③歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち

教育・文化・スポーツ

④安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち

都市基盤・生活基盤

⑤地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち

産業・観光

⑥地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち

環境

⑦地域で支え合う、安全で安心なまち

地域社会・市民生活

2 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を以下のとおり定めます。

人がつながり、魅力があふれ、 だれもが住み続けたいまち 川越

(2) 基本目標

将来都市像を実現するために、8つの分野別の基本目標を定めます。

分野別の基本目標

- | | |
|------------------------------------|------------|
| ①子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち | 子ども・子育て |
| ②住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち | 福祉・保健・医療 |
| ③歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち | 教育・文化・スポーツ |
| ④安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち | 都市基盤・生活基盤 |
| ⑤地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち | 産業・観光 |
| ⑥地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち | 環境 |
| ⑦地域で支え合う、安全で安心なまち | 地域社会・市民生活 |
| ⑧つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進 | 住民自治・行財政運営 |

(2) 分野別の方向性

① 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち

—子ども・子育て—

(少子化対策の推進)

若者がパートナーに出会い、川越で家庭を築きたいと思える環境や、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。

(児童福祉の推進)

子どもの権利を擁護し、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、親が子育ての喜びを実感できるよう、地域や社会全体で子育てをする環境の整備を推進します。

(幼児期の教育・保育と学童保育の充実)

幼児教育の支援を行うとともに、乳幼児期の保育ニーズに応えるよう保育の量の拡大や質の向上を図ります。また、放課後等の子どもの居場所づくりの確保を図り、学童の保育環境の充実に努めます。

(青少年健全育成の推進)

青少年の社会参加を促進し、地域社会と協力して非行防止活動等を行うことにより、青少年の健全育成を推進します。

3 施策の大綱

分野別の方向性

① 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち

—子ども・子育て—

(少子化対策の推進)

若者がパートナーに出会い、川越で家庭を築きたいと思える環境や、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。

(児童福祉の推進)

子どもの権利を擁護し、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、親が子育ての喜びを実感できるよう、地域や社会全体で子育てをする環境の整備を推進します。

(幼児期の教育・保育と学童保育の充実)

幼児教育の支援を行うとともに、乳幼児期の保育ニーズに応えるよう保育の量の拡大や質の向上を図ります。また、放課後等の子どもの居場所づくりの確保を図り、学童の保育環境の充実に努めます。

(青少年健全育成の推進)

青少年の社会参加を促進し、地域社会と協力して非行防止活動等を行うことにより、青少年の健全育成を推進します。

3 施策の大綱

(1) 全体に共通する方向性

つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

—共通—

(住民自治の推進)

市政への市民参加や住民主体の地域づくりと、市民、民間団体、事業者、行政による協働を推進するとともに、多様な主体間のネットワークの充実を図ります。また、地方分権を推進し、権限の移譲と財源の確保に努め、住民自治に資するしくみの充実を図ります。

(行政経営マネジメントの推進)

P D C Aサイクル^{※5}による計画の進行管理を行い、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の立案、改善、廃止を行います。また、財源の確保に取り組み、健全な財政運営を推進します。

(社会資本マネジメントの推進)

公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設は、まちづくりの在り方と需要を踏まえ、更新、統廃合、長寿命化などを推進します。

(情報化施策の推進)

I C Tを活用して市民と市の双方向によるコミュニケーションや業務の効率化を推進するとともに、データの収集、分析、活用を図ります。

(広域的な連携の推進)

行政区域を超えた共通課題や単独の自治体で対応することが困難な課題に対して、他自治体等との連携によって、効率的、効果的に行政施策を推進します。

(時勢に応じた施策の推進)

東京オリンピック競技大会のゴルフ競技の開催や、圏央道の開通、市制施行 100 周年等、本市をめぐる時勢に応じた施策を推進します。また、シティセールスを推進し、市の魅力を高め、その魅力をたゆまなく、効果的に発信します。

※5 P D C Aサイクル

事業を進める際などに、管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4段階を繰り返すことによって、事業を継続的に改善する。

⑧つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

—住民自治・行財政運営—

(住民自治の推進)

市政への市民参加や住民主体の地域づくりと、市民、民間団体、事業者、行政による協働を推進するとともに、多様な主体間のネットワークの充実を図ります。また、地方分権を推進し、権限の移譲と財源の確保に努め、住民自治に資するしくみの充実を図ります。

(行政経営マネジメントの推進)

P D C A サイクル^{*6}による計画の進行管理を行い、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の立案、改善、廃止を行います。また、財源の確保に取り組み、健全な財政運営を推進します。

(社会資本マネジメントの推進)

公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設は、まちづくりの在り方と需要を踏まえ、更新、統廃合、長寿命化などを推進します。

(情報化施策の推進)

I C T を活用して市民と市の双方向によるコミュニケーションや業務の効率化を推進するとともに、データの収集、分析、活用を図ります。

(広域的な連携の推進)

行政区域を超えた共通課題や単独の自治体で対応することが困難な課題に対して、他自治体等との連携によって、効率的、効果的に行政施策を推進します。

(時勢に応じた施策の推進)

東京オリンピック競技大会のゴルフ競技の開催や、圏央道の開通、市制施行 100 周年等、本市をめぐる時勢に応じた施策を推進します。また、シティセールスを推進し、市の魅力を高め、その魅力をたゆまなく、効果的に発信します。

*6 P D C A サイクル

事業を進める際などに、管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の 4 段階を繰り返すことによって、事業を継続的に改善する。

第1章 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち【子ども・子育て】

施策	No.7	少子化対策の推進
	目的	少子化の傾向に歯止めをかけること。

施策を取り巻く状況

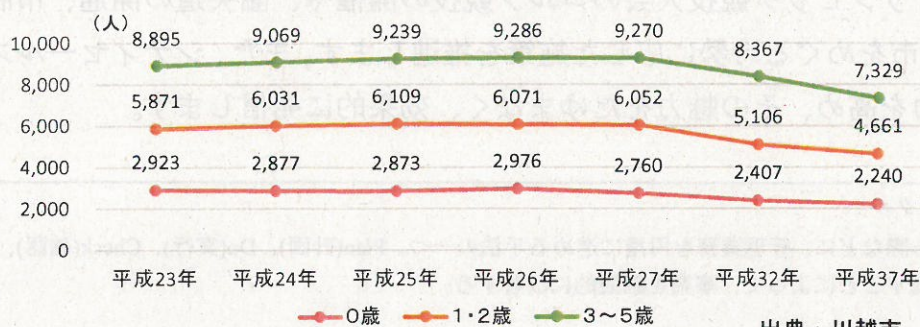
■現状

- 国の人口は、すでに減少局面に入っており、平成 38 (2026) 年に 1 億 2,000 万人を下回り、平成 60 (2048) 年には 1 億人を下回ると推計されています。
- 平成 27 (2015) 年の川越市の年齢3区分 (年少人口、生産年齢人口、高齢者人口) 別人口構成は、年少人口 (15 歳未満の人口) の構成比は 13.0%ですが、今後少子化が進み、中でも 0~5 歳の就学前児童の著しい減少が予想されています。
- 平成 22 (2010) 年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した出生動向基本調査によると、独身男女の約 9 割が結婚の意思を持ち、希望する子どもの数も 2 人以上を希望していますが、平成 25 (2013) 年の合計特殊出生率は 1.43 人となっています。
- 全国的に未婚化・非婚化が進み、25 歳~39 歳の未婚率の上昇が続いています。また、生涯未婚率も男女ともに上昇しています。
- 平成 26 (2014) 年に人口減少克服と地方創生を実現するため、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めました。また、川越市では同法に基づく「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 (2015) 年度に定めています。

■課題

- 社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがすおそれがある、急速な少子化が全国的に課題となっており、そのための具体的な取組が求められています。
- 結婚、出産、子育てについての希望と現実の乖離を解消するよう、総合的な施策を推進する必要があります。

就学前児童人口の推移



※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

施策

No.1

少子化対策の推進

目的

少子化の傾向に歯止めをかけること。

施策を取り巻く状況

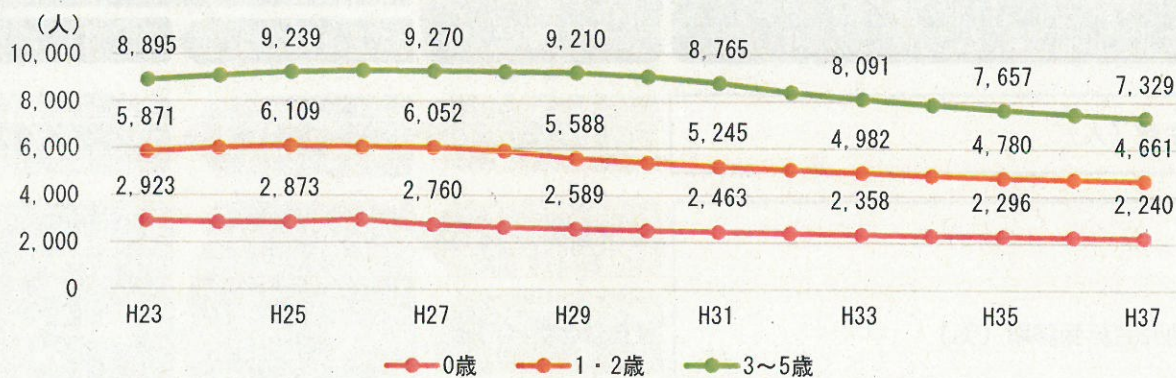
■現状

- ・国の人口は、すでに減少局面に入っており、平成 38 (2026) 年に 1 億 2,000 万人を下回り、平成 60 (2048) 年には 1 億人を下回ると推計されています。
- ・平成 27 (2015) 年の川越市の年齢 3 区分 (年少人口、生産年齢人口、高齢者人口) 別人口構成は、年少人口 (15 歳未満の人口) の構成比は 13.0% ですが、今後少子化が進み、中でも 0~5 歳の就学前児童の著しい減少が予想されています。
- ・平成 22 (2012) 年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した出生動向基本調査によると、独身男女の約 9 割が結婚の意思を持ち、希望する子どもの数も 2 人以上を希望していますが、平成 25 (2013) 年の合計特殊出生率*は 1.43 人となっています。
- ・全国的に未婚化・非婚化が進み、25 歳~39 歳の未婚率の上昇が続いています。また、生涯未婚率も男女ともに上昇しています。
- ・平成 26 (2014) 年に人口減少克服と地方創生を実現するため、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めました。また、川越市では同法に基づく「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 (2015) 年度に定めています。

■課題

- ・社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがすおそれがある、急速な少子化が全国的に課題となっており、そのための具体的な取組が求められています。
- ・結婚、出産、子育てについての希望と現実の乖離を解消するよう、総合的な施策を推進する必要があります。

就学前児童人口の推移



出典：川越市住民基本台帳 (各年 1 月 1 日)、H28 以降は市推計による (年)

* 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

単位施策

1 総合的な少子化対策の推進（政策企画課）

①結婚、妊娠・出産、子育てに温かい地域社会を目指す取組を推進します。

2 結婚に対する取組支援（政策企画課）

①若者がパートナーに出会い、家庭を築けるよう、結婚の支援を行います。

3 母子保健・小児医療等の充実（こども政策課、健康づくり支援課）

①関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、妊娠、出産、育児期にわたる母子保健の充実を図ります。

②小児医療にかかる事業や助成制度の充実を図ります。

③妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を包括的に行い、切れ目なく支援する取組を推進します。

4 多子世帯への支援（こども政策課、こども安全課、保育課）

①多子世帯や多胎児を出産する家庭を支援する取組を進めます。

②幼稚園、保育所等に入所する第三子以降の保育料を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。

5 若者や女性のしごと支援（雇用支援課）

①若者の職業的自立に必要な能力を育むよう、職業教育等の充実を図ります。

②子育て等により離職した女性に対して再就職の支援を行います。

指標

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
出生数（人）	2,824	2,407 以上	2,240 以上
乳幼児健診受診率（%）	4か月児 94.0	97	98
	1歳6か月児 96.4		
	3歳児 93.4		

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 総合的な少子化対策の推進（政策企画課）

①結婚、妊娠、出産、子育てに温かい地域社会を目指す取組を推進します。

2 結婚に対する取組支援（政策企画課）

①若者がパートナーに出会い、家庭を築けるよう、結婚の支援を行います。

3 母子保健・小児医療等の充実（こども政策課、健康づくり支援課）

①関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、妊娠、出産、子育て期にわたる母子保健の充実を図ります。

● [No.9 健康づくりの推進]

②小児医療にかかる事業や助成制度の充実を図ります。

● [No.10 保健衛生・医療体制の充実]

③妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を包括的に行い、切れ目なく支援する取組を推進します。

④若者に対し、妊娠、出産についての知識の普及、啓発に努めます。

4 多子世帯への支援（こども政策課、こども安全課、保育課）

①多子世帯や多胎児を出産する家庭を支援する取組を進めます。

②幼稚園、保育園等に入所する第三子以降の保育料を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。

5 若者や女性のしごと支援（雇用支援課）

①若者の職業的自立に必要な能力を育むよう、職業教育等の充実を図ります。

● 関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善]

②子育て等により離職した女性に対して再就職の支援を行います。

● 関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善、No.41 男女共同参画の推進]

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
出生数（人／年）	2,824	2,380	2,235
乳幼児健診受診率（％）	4か月児 94.0	96.0	97.0
	1歳6か月児 96.4	97.0	98.0
	3歳児 93.4	95.0	97.0

施策	No.8	児童福祉の推進
	目的	安心して子育てができ、子どもが地域で健やかに成長できること。

施策を取り巻く状況

■現状

- 国のひとり親家庭への支援について、父子家庭への支援の拡大など支援が強化されました。
- 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を定めました。
- 全国の児童相談所での児童虐待相談は年々増加しており、平成 25（2013）年度には過去最高の相談件数となっています。本市では児童虐待に関する相談に対応するため、児童虐待防止SOSセンターを開設しています。
- 子育て支援センターを中心に、つどいの広場等を展開し、地域における子育て支援に取り組んでいます。
- 保護者等からの相談に応じるため、児童福祉に関する専門的な知識を有する家庭児童相談員を配置しています。

■課題

- 子育て支援センターを中心として、各地域の特性や地域の力を生かした支援体制の整備を図るとともに、利用者支援を充実させる取組が必要です。
- 育児の悩みを解消し、地域の中で、子育ての支え合いを推進する取組が必要です。
- 児童虐待やひとり親家庭など支援を要する子どもや障害のある子ども、その家庭に対する支援が必要です。

単位施策

1 子育て支援の推進（こども政策課）

- ① 子育て支援を総合的、計画的に推進します。また、子育て中の家庭が必要な情報を容易に入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

2 子育て家庭への支援体制の充実（こども育成課）

- ① 育児の悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親同士の交流の機会の充実を図ります。
- ② 育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。
- ③ 教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や連絡調整の充実を図ります。

施策

No.2

児童福祉の推進

目的

安心して子育てができ、子どもが地域で健やかに成長できること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・国のひとり親家庭への支援について、父子家庭への支援の拡大など支援が強化されました。
- ・子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を定めました。
- ・全国の児童相談所での児童虐待相談は年々増加しており、平成 25 (2013) 年度には過去最高の相談件数となっています。本市では児童虐待に関する相談に対応するため、児童虐待防止 SOS センターを開設しています。
- ・子育て支援センターを中心に、つどいの広場等を展開し、地域における子育て支援に取り組んでいます。
- ・保護者等からの相談に応じるため、児童福祉に関する専門的な知識を有する家庭児童相談員を配置しています。

■課題

- ・子育て支援センターを中心として、各地域の特性や地域の力を生かした支援体制の整備を図るとともに、利用者支援を充実させる取組が必要です。
- ・育児の悩みを解消し、地域の中で、子育ての支え合いを推進する取組が必要です。
- ・児童虐待やひとり親家庭など支援を要する子どもや障害のある子ども、その家庭に対する支援が必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 子育て支援の推進（こども政策課）

- ①子育て支援を総合的、計画的に推進します。また、子育て中の家庭が必要な情報を容易に入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

2 子育て家庭への支援体制の充実（こども育成課）

- ①育児の悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親同士の交流の機会の充実を図ります。
- ②育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。
- ③教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や連絡調整の充実を図ります。

3 地域の支援体制の充実（こども育成課）

- ①子育て中の親子の交流の場を提供し、子育てについての相談や情報の提供等の支援を行います。
- ②地域の子育てに関するネットワークづくりや子育てサークル等への支援の充実を図ります。

4 養育環境に配慮した取組の推進（こども安全課）

- ①子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児童を保護する体制を整備し、虐待防止対策の充実に努めます。
- ②養育に不安を抱える家庭に対し、相談や養育に関する支援の充実に努めます。
- ③ひとり親家庭が自立して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、日常生活支援や経済的な支援を推進します。
- ④子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ⑤経済的な困窮やDV避難などにより、保護が必要な親子に対する体制を整えるとともに、自立のための生活支援を行います。

5 障害児施策の充実（障害者福祉課、保育課）

- ①障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。
- ②あけぼの・ひかり児童園の移転建替え事業を推進します。

指標			
指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
「川越市子ども・子育て支援事業計画」における中心的事業の目標達成状況(%)	—	100	100
ファミリーサポートセンター依頼会員実利用者数（平成26年度から緊急サポートセンター利用会員を含む）（人）	247	300	350
子育て支援拠点の設置数（箇所）	18	25	25

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦、恋人など親密な関係にある男女の間にかかる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

3 地域の支援体制の充実 (こども育成課)

- ①子育て中の親子の交流の場を提供し、子育てについての相談や情報の提供等の支援を行います。
- ②地域の子育てに関するネットワークづくりや子育てサークル等への支援の充実を図ります。 ● 関連 [No.7 地域福祉の推進、No.39 地域コミュニティの推進]

4 養育環境に配慮した取組の推進 (こども安全課)

- ①子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児童を保護する体制を整備し、虐待防止対策の充実に努めます。 ● 関連 [No.40 平和で思いやりのある社会づくり]
- ②養育に不安を抱える家庭に対し、相談や養育に関する支援の充実に努めます。
- ③ひとり親家庭が自立して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、日常生活支援や経済的な支援を推進します。 ● 関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ④子どもの貧困対策を総合的に推進します。 ● 関連 [No.8 社会保障の適正運営、No.12 生きる力を育む教育]
- ⑤経済的な困窮や DV*避難などにより、保護が必要な親子に対する体制を整えるとともに、自立のための生活支援を行います。 ● 関連 [No.8 社会保障の適正運営、No.41 男女共同参画の推進]

5 障害児施策の充実 (障害者福祉課、保育課)

- ①障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。 ● 関連 [No.6 障害者福祉の推進、No.12 生きる力を育む教育の推進]
- ②児童発達支援センター*として、あけぼの・ひかり児童園の移転建替え事業を推進します。 ● 関連 [No.6 障害者福祉の推進]

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
子育て支援拠点の設置数 (か所)	18	25	25
ファミリーサポートセンター依頼会員実利用者数 (人/年)	247	300	350
<u>ひとり親家庭の就業実績 (人)</u> ※目標値は H28 からの累計	<u>43</u>	<u>250</u>	<u>500</u>

*DV (ドメスティック・バイオレンス)

夫婦、恋人など親密な関係にある男女の間にかかる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

*児童発達支援センター

障害のある児童に、日常生活における基本的動作や集団生活を送るための支援を行う施設